

神企つ第905号
令和2年5月29日

ふれあいのまちづくり協議会 各位

神戸市企画調整局つなぐラボ 担当課長

地域福祉センターの利用方法の制限の一部緩和と 感染拡大防止対策について

緊急事態宣言の解除を受け、地域福祉センター開館に向けて感染防止対策にご尽力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年2月28日付神市市協第2473号にて地域福祉センターの閉館をお願いしておりましたが、本市でも段階的に市有施設を開館することから、利用方法を限定するなど感染防止に十分な措置を講じたうえで、5月19日から順次その利用を再開することとしました。

このたび、利用方法の制限を一部緩和し、6月19日から「地域福祉センターの利用における感染拡大予防にかかる対策（第2版）」に従って、感染防止策に十分に注意したうえで、利用再開していただきますようお願いいたします。

地域の福祉活動、交流活動ができる限り回復するとともに、地域住民の安全を守る観点から、施設管理者、利用者ともに感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や感染拡大防止に必要な措置について、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 利用再開の指針

別紙「地域福祉センター利用における感染拡大予防にかかる対策（第2版）」のとおり

新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を守りつつ、活動を再開いただきますようお願いいたします。

2. その他

引き続き、利用が制限されるものの再開時期については、後日、お知らせします。

企画調整局つなぐラボ

担当：安保、菅原

電話 (078) 322-0319

地域福祉センター利用再開のロードマップ

	ステップ1 5月19日～	ステップ2 6月19日～	ステップ3 未定	必要な対策
・自治会等団体の少人数での会議	○	○	○	<p><ステップ1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との距離（できるだけ2m）を確保 ・1時間以内
・会議 ・着席で行う講座・学習会 ・飲食を伴わない仲間づくり事業 ・趣味の活動や講座（カラオケ、コーラス、卓球、囲碁、将棋等）		○	○	<p><ステップ2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用 ・人と人との距離（できるだけ2m）を確保 ・従来利用していたときの半分の人数の利用にとどめるなど、大勢の人数が滞留しないようにすること ・センターの備品を使う場合は利用者に利用の前後に消毒の徹底 ・対面は避けて横並びや対角線上に座る ・人と人が向かい合う囲碁や将棋、麻雀等はいすを下げても対人距離を確保（できるだけ2m）できない場合は、ビニールカーテンを設置するなど対策をとることが望ましい ・歌唱の際はマスク又は目や顔を覆う防護具（フェースシールド）を装着すること ・運動中もマスクまたはネックゲイター（鼻から口までをしっかりと覆うことができるマスク代用品）の着用が望ましいが、マスク着用は酸欠・熱中症に注意が必要
・飲食を伴うもの（ふれあい喫茶、給食等） ・仲間づくり事業、交流事業のうち人と人の接触を伴うもの			○	<p><ステップ3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染防止対策を検討したうえで再開時期を決定

令和2年5月29日
企画調整局つなぐラボ

地域福祉センター利用における感染拡大予防にかかる対策（第2版）

○管理者のみなさまへ

地域福祉センターの開館にあたっては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることが重要です。これらに加え、利用の制限や使用設備の消毒、室内の換気を行うことなどの対策が必要です。

施設管理者のみなさまには、引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を守りつつ、準備が整ったところから次のとおり活動を再開していただきますようにお願いします。

1. 利用再開の指針

(1) 6月19日以降利用可能なもの

・会議

- ・着席で行う講座・学習会
- ・飲食を伴わない仲間づくり事業
- ・趣味の活動や講座（カラオケ、コーラス、卓球、囲碁将棋等）

(2) 引き続き、利用が制限されるもの

- ・飲食を伴うもの（ふれあい喫茶、給食等）
- ・仲間づくり事業、交流事業のうち人と人の接触を伴うもの

(3) 利用上の注意

- ・会議や講座の利用にあたっては、参加者の座席をあけ、十分な間隔（できるだけ2mを目安に最小1m）が確保されること
- ・活動する際は、従来利用していたときの半分の人数の利用にとどめるなど、大勢の人が滞留しないための措置を講じること
- ・利用者の入れ替えのタイミングで適切な換気を行うこと
- ・貸し出した物品を利用者自らが清拭消毒するように周知すること
- ・参加者同士が大声での会話を行わないよう周知すること
- ・給湯器具（湯呑、ポット）等を利用する場合は、使用後に台所洗剤（界面活性剤）で清拭し、流水ですすいで洗浄すること
- ・対面は避けて横並びや対角線上に座ること
- ・人と人が向かい合う囲碁や将棋、麻雀等はいすを下げても対人距離を確保（できるだけ2m）できない場合は、ビニールカーテンを設置するなど対策をとることが望ましい
- ・歌唱の際はマスク又は目や顔を覆う防護具（フェースシールド等）を装着すること

・運動中もマスクまたはネックゲイター（鼻から口まで覆うことができる伸縮性のマスクの代用品）の着用が望ましいが、マスク着用は酸欠・熱中症に注意すること

2. 基本的事項

(1) 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を玄関等に掲示すること。
- ・部屋の利用にあたっては、人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2mを目標に（最小1m））を確保すること。
- ・従来利用していたときの半分の人数の利用にとどめるなど、大勢の人数が滞留しないための措置を講じること。
- ・運営スタッフ及び利用者ともにマスクを着用すること（玄関に掲示するなど周知すること）。
- ・共用スリッパの利用を原則、禁止すること（玄関に自身のスリッパを持参するよう掲示して周知すること）。なお、トイレ等手で触れずにスリッパを利用する場合は共用可。
- ・定期的に施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応）を行うこと。

(2) 症状のある人の入場制限

- ・利用者には事前に体温を測ってきてもらい、入館時に申告してもらうこと。
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないことを玄関に掲示して利用者等に呼びかけること。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者等の氏名及び緊急連絡先を把握すること。また、こうした情報が必要に応じて市役所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。

(3) 清掃・消毒等

- ・入口及び施設内に手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置すること。利用者には施設利用前に手指の消毒または手洗いを案内すること。
- ・複数の人の手が触れる場所は地域福祉センターの開所前、閉所後に加えて、適宜、清拭消毒すること。
例：テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、電気のスイッチ、コピー機のスイッチ（ボタン）、電話、蛇口、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふた、水洗レバーなど
- ・消毒は市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤（下記参照）を用いて清拭消毒すること。
- ・人と人が対面する場所（事務室入り口等）は必ずマスクを着用し、可能であればアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(4) 地域活動コーナー、談話コーナー等

- ・待合用や談話用のいす・ソファ等は一度に休憩する人数を減らし、対面での会話をしないようにすること。
- ・待合用のテーブル、いす等の共有する物品は定期的に消毒すること。
- ・地域活動コーナー等の利用者の入れ替えのタイミングで使用したテーブルやいす、共用物品を清拭消毒すること。
- ・定期的に換気に努めること（推奨：30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放する。）

(5) ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛って捨てること。
- ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗うこと。

----- <参考> -----

(1) 新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- ・エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中では 3 時間以上
- ・銅の表面では 4 時間後まで
- ・厚紙（段ボール）の表面では 24 時間後まで
- ・ステンレススチール表面では 48 時間後まで
- ・プラスチック表面では 72 時間後まで感染力を維持

(2) 消毒剤

消毒用エタノールが入手できない場合、入手の容易さを考慮して家庭用の漂白剤を使って消毒薬を代用できます。ここで使用している家庭用漂白剤は次亜塩素酸ナトリウムが成分である塩素系の漂白剤（5%濃度）のことです。（例：ハイター）

家庭用漂白剤 1 に対して水道水 99 を加え、100 倍に希釀した消毒液でドアノブ・窓の取手・照明のスイッチ・テーブル・椅子などをキッチンペーパー等で拭いてください。

トイレの便器や洗面台も同様に、家庭用漂白剤 1 に対して水道水 99 を加え、100 倍に希釀した消毒液でブラシを使ってきれいにし、その後水を流しますのでください。

(3) 手指の消毒

手指消毒用エタノールがなくても、液体石けんなどで手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。